

年金 あれこれ

国民年金保険料は、安心・便利な 口座振替で

日本年金機構埼玉事務センターでは、毎年、国民年金に加入している方に対して納付案内を送付し、保険料の額、納付期限などをお知らせしています。納付方法には、納付書により金融機関の窓口で納付する方法と、口座振替で納める方法があります。

口座振替は、一度手続きをするだけで、あとは自動的に指定した口座から保険料が引き落とされ、毎月金融機関で納付する手間が省けて便利です。

また、引き落としの方法を「当月引き落とし」にすると、保険料が毎月50円割引になります。

このほか口座振替には、1年前納、半年前納の制度があります。前納の申し込みは、1年度分及び上期6カ月分（4月～9月分）については、2月末までに、また、下期6カ月分（10月分～翌年3月分）については、8月末までに金融機関でお申し込みください。

口座振替の手続きには、 次のものをご用意ください。

- 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や送付された納付書など）
- 預（貯）金通帳
- 通帳届出印
- 口座振替納付申出書（金融機関窓口などにあります。また、年金機構が送付している納付案内書にも同封されています。）

口座振替の注意点

引き落とし日は、月末（末日が土・日曜日、祝日の場合は、翌月の最初の金融機関営業日）です。残金不足で引き落としができなかった場合は、翌月に翌月分とあわせて再度口座振替を行います。再振替もできなかった場合は、振替不能通知書と振替不能分納付書を送付します。

問い合わせ／埼玉国民年金
電話相談センター（☎525・1844）、熊谷年金
事務所（☎522・5158）、
または町民課（☎581・
2121内線108・109）へ。



便利！

70歳以上75歳未満の 国民健康保険被保険者の 皆さんへ



国保マスコット
健康まもるくん

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方には、「国民健康保険高齢受給者証」が交付されています。現在交付されている受給者証の有効期限が平成22年7月31日となっていますので、8月1日を基準日として、平成21年中の所得をもとに負担区分判定を行い、7月末までに新しい高齢受給者証を送付します。記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

一部負担金割合（1割・3割）の 判定基準

平成21年中の住民税の課税所得額が145万円未満の場合、一部負担金割合は「1割」です。課税所得額が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者が同一世帯にいる場合は、現役並所得者として「3割」になります。

ただし、その該当者の平成21年中の収入の合計額が、383万円未満（2人以上の場合は520万円未満）の場合は、申請し、認められると「1割」になります。

また、同一世帯の方が後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者が一人となったことにより、一部負担金割合が「3割」になった場合、収入が383万円以上（課税所得が145万円以上）で、後期高齢者医療制度に移行した方を含めた収入の合計が520万円未満の場合は、申請し、認められると「1割」になります。
※一部負担金割合が「1割」と判定された70歳以上75歳未満の方の自己負担割合は、平成23年4月1日から「2割」になる予定です。
問い合わせ／町民課（☎581・2121内線107）へ。

納付方法

特別徴収（年金天引き）

年金が年額18万円以上の方は、特別徴収になります。年金からあらかじめ天引きされますので、金融機関等へ納付に行く必要はありません。ただし、65歳になって（または、転入して）すぐには、年金から天引きされません。開始までに、半年から1年ほどかかります。このため天引きになるまでの間は、普通徴収となります。また、天引きの金額は、通帳に記帳されません。

また、普通徴収では、口座振替のご利用も可能です。

介護保険は、「介護保険法」により定められている制度で、40歳以上の方が全員納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。この制度は、支え合いの制度です。介護サービスを利用していない場合でも、保険料を納めていただくことになります。

65歳以上の方には、7月中旬に大里広域市町村圏組合から介護保険料納入通知書を送付します。保険料の納め方は法律で定められていますので、個人で選択することはできません。なお、原則として特別徴収となります。

介護保険料 金額表

所得段階	対象となる方	保険料額（平成22年度分）
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給者	基準額×0.5 （年額23,900円）
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 （年額23,900円）
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	基準額×0.75 （年額35,800円）
特例 第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9 （年額43,000円）
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、特例第4段階以外の方	基準額 （年額47,800円）
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25 （年額59,700円）
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5 （年額71,700円）
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.75 （年額83,600円）

平成
22年度

介護保険料の納付 について

す。口座振替は、ご希望の納期分から引き落としを開始します。口座振替は、特別徴収とは異なりますので、混同しないようご注意ください。口座から振り替えたことの領収書は発行しませんので、通帳記帳でご確認ください。

問い合わせ／大里広域市町村圏組合介護保険課（☎048・501・1330）、または寄居介護保険事務所（健康福祉課内 ☎581・2121内線123、124）へ。

エコライフで 体も地球も健康に

冷房の使用により、エネルギー使用量が増える夏、県では6月1日～9月30日まで温暖化防止のためのキャンペーンを実施しています。

夏のライフスタイル実践

冷房温度の設定を28℃にし、すだれやカーテンを利用するなど、涼しく過ごす工夫をしましょう。オフィスでは、ノーネクタイ、ノー上着の軽装で執務をしましょう。県や町の機関にお越しの際にも、軽装でお出かけください。

夏のエコライフDAY

環境によい生活にチャレンジしてみませんか。省エネ・省資源の成果をチェックシートで把握していただけます。自治会、学校、団体、企業単位で参加でき、チェックシートは、生活環境課で配布しています。また、埼玉県温暖化対策課のホームページ（http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ecolified_ay.html）から参加できます。

家庭の電気ダイエットコンクール

昨年8月分の電気使用量と比較して、削減率を競うコンクールです。優秀な家庭を表彰し、賞品が贈呈されます。応募用紙は、生活環境課で配布しています。

問い合わせ／埼玉県環境部温暖化対策課（☎048・830・3038）、または生活環境課（☎581・2121内線224）へ。